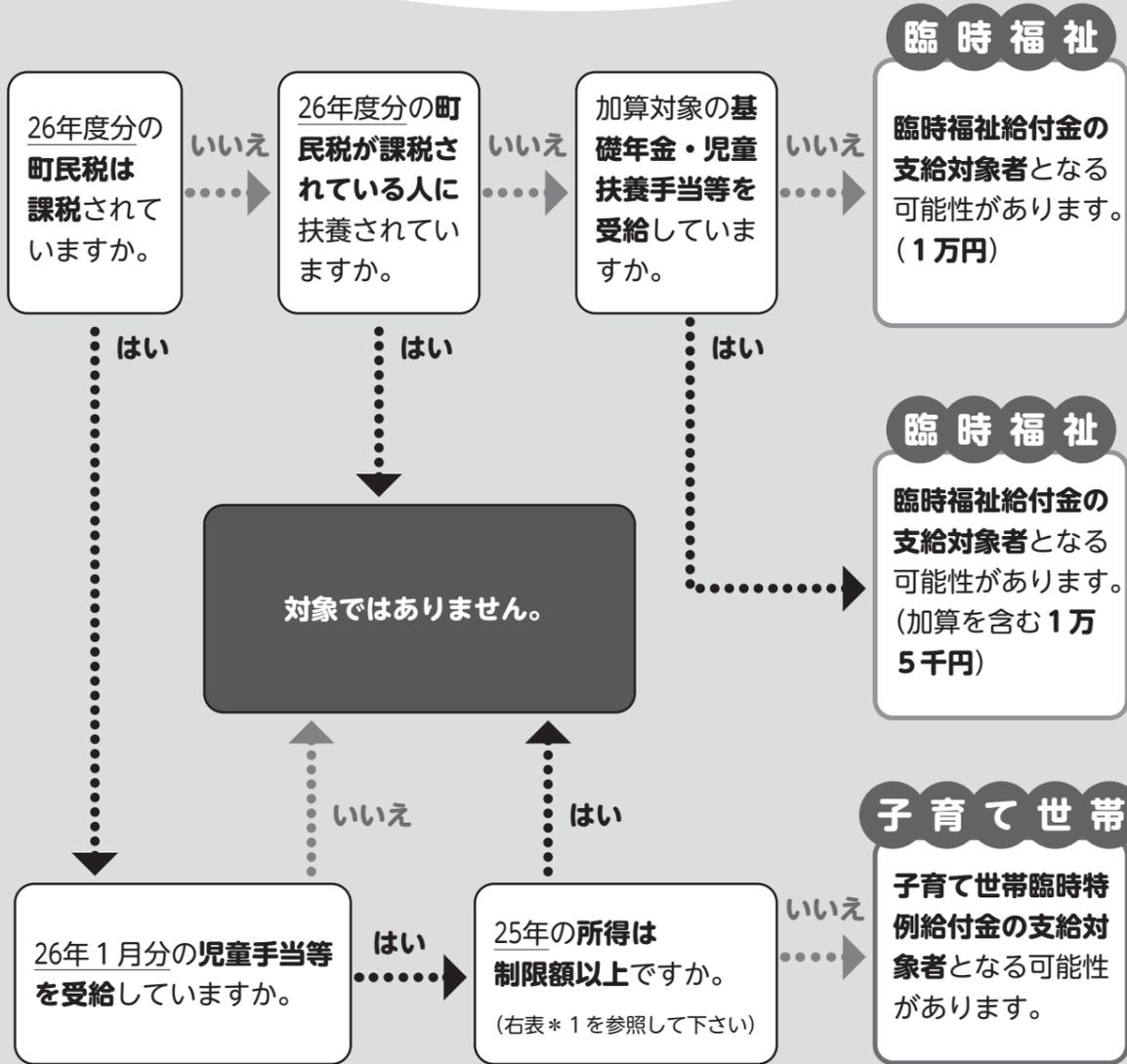


対象者診断チャート

基準日は
平成26年1月1日です



※生活保護を受けている人は、対象ではありません

給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください

町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター
☎822-2201

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯への影響を考慮し、「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
対象	以下の①②の両方に該当する人 ①平成26年1月1日時点で海田町に住居登録をしている人 ②平成26年度の町民税（均等割）が課税されていない人 ※ただし、町民税が課税されている人に扶養されている場合や、生活保護の被保護者となっている場合は対象外となります。	以下の①②③のすべてに該当する人 ①平成26年1月1日時点で海田町に住居登録をしている人 ②原則、平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人 ③平成26年度（平成25年中）の所得が児童手当の所得制限額（*1）に満たない人 ※ただし、臨時福祉給付金の対象者や、生活保護の被保護者となっている場合は対象外となります。 （*1）所得制限の目安（給与収入ベース）
支給額	1万円（1人あたり） ※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者や児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者には5千円が加算されます。	対象児童1人につき1万円 ※対象児童…平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
申請方法	該当すると思われる人には、6月下旬に町から申請書などを送付します。申請書を社会福祉課（役場1階⑥番）まで郵送または持参してください。	6月初旬の児童手当現況届に同封して、町から申請書などを送付しますので、こども課（役場1階⑤番）で申請してください。1月2日以降に出生、転出した人、児童手当の対象外年齢となった人には、申請書のみを郵送します。 ※公務員については、子育て世帯臨時特例給付金の申請書などが勤務先から配布されますが、申請手続は本年1月1日の住民登録地に行くこととなります。勤務先から受け取った「子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）」、「児童手当（特例給付）受給状況証明書」は、申請先となる区市町村の申請受付開始時期まで大切に保管してください。
申請受付期間	平成26年7月1日～10月1日 （土・日曜日、祝日を除く）	平成26年6月2日～9月2日 （土・日曜日、祝日を除く。ただし、6月14日および28日は臨時受付を開設します）